平成２５年（フ）第９４号
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子151番地
債務者　山﨑　順子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２８９号
兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２　グランプレステージ加古川Ⅱ―714号
債務者　松原　　任
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１３号
兵庫県姫路市白浜町甲221番地１　県営白浜鉄筋２号棟410号室
債務者　橋本千澄世
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１４号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地１―304号
債務者　中西　幸恵（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４１号
奈良県桜井市大字西之宮222番地
債務者　高井　哲夫
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
鳥取県鳥取市桜谷192番地41、旧住所鳥取県鳥取市雲山48番地４
債務者　川上やす子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５８号
広島市安佐南区西原６丁目18番14―604号　プレステージ西原
債務者　寺西久仁子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８４号
広島市南区仁保新町２丁目11番53―201号
債務者　徳田　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
広島県尾道市高須町5404番地７
債務者　鈴木　直治
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
愛媛県新居浜市瀬戸町９番26号、前住所愛媛県松山市太山寺町893番地21
債務者　三谷喜美代
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市瀬戸町９番26号、前住所愛媛県松山市太山寺町893番地21
債務者　三谷　　梓
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８１号
愛媛県四国中央市上分町748番地の３、前住所愛媛県四国中央市川之江町3023番地１
債務者　京極　　太
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２５号
高知県吾川郡仁淀川町峯岩戸1823番地３、住民票上の住所高知県吾川郡仁淀川町峯岩戸323番地
債務者　井上　七起
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第７０号
栃木県足利市巴町2543番地
債務者　村山　裕章
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２６７号
川崎市多摩区三田１丁目18番地10　松沢コーポ106、前住所川崎市多摩区生田７丁目15番10―301号
債務者　木村克比古
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
川崎市川崎区塩浜２丁目７番８号　ユナイト塩浜ヴィバーチェ107
債務者　松尾ロリータこと　ＭＡＴＳＵＯ　ＬＯＬＩＴＡ　ＡＭＰＡＤＯ
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係